

## ■ 民法（債権関係）改正の議論における消費者契約関係論点の状況（第7回）

論 点		中間的な論点整理 (23年5月)	中間試案 (25年4月)	要綱案のたたき台／要綱案 の取りまとめに向けた検討 (25年9月～)	要綱仮案の原案／ 要綱仮案の第二次案 (26年6月～)	要綱仮案 (26年8月～)
消費者契約の特則	知識・情報等の格差に配慮する解釈理念	第 62-1-(2)	第 26-4 ※信義則等の適用に当たって の考慮要素	(75A)		
	一部無効の原則の例外	第 62-2-②、第 32-2-(1)	(第 5-1)			
	消費者に不利な合意の制限（消滅時効）	第 62-2-③、第 36-1-(4)				
	消費者に不利な合意の制限（売買）	第 62-2-④、第 40-4-(3)				
	消費貸借契約における目的物交付前解除権	第 62-2-⑤、第 44-1-(3)	第 37-1-(4) ※誰でも解除可／但し損害賠償責任	70A 第 4-1-(4) ※誰でも解除可／但し損害賠償責任	① 81-1 第 7-1-(3) ① 82-1 第 32-1-(3)（検討中） ※誰でも解除可／但し損害賠償責任	83-1 第 32-1-(3) ※誰でも解除可／但し損害賠償責任
	消費貸借契約における期限前弁済時の免責	第 62-2-⑥、第 44-4-(2)	(第 37-6)			
	消費貸借契約における抗弁の接続	第 62-2-⑦、第 44-5				
	賃貸借契約における原状回復義務に通常損耗の回復を含める特約の無効	第 62-2-⑧、第 45-7-(2)	(第 38-13-(3))			
	委任契約における委任者の賠償義務の制限	第 62-2-⑨、第 49-2-(3)	(第 41-3) ※委任事務に専門性を要する場合の特則あり	(73B 第 1-1) ※民法第 650 条第 3 項の適用を否定すべき場合についての規律を置くことの是非及びその内容についてどのように考えるか	(81-3 第 11) ※民法第 650 条第 3 項の適用を否定すべき場合についての論点は取り上げられなかった	
	寄託契約における寄託者の賠償責任の制限	第 62-2-⑩、第 52-5-(1)	(第 43-5) ※寄託物の保管に専門性を要する場合の特則についての注記あり	(73B 第 2) ※民法第 661 条に関する見直しの要否及びその内容について、委任に関する前記第 1-1 の検討結果を踏まえて、どのように考えるか	(81-3 第 13) ※民法第 661 条の見直しに関する論点は取り上げられなかった	
	条項使用者不利の原則	第 62-2-⑪、第 59-3				
継続的契約の任意解除権	第 62-2-⑫、第 60-2-(4)	※第 41-6：民法第 656 条が維持された場合には、準委任契約の任意解除権あり	※73B 第 1-2：民法第 656 条の規律を維持した上で、一定の類型を対象として、委任の規定の準用を否定する規律を置くことの是非及びその内容について、どのように考えるか	※81-3 第 11：準委任に関する論点は取り上げられなかった		

論 点		中間的な論点整理 (23年5月)	中間試案 (25年4月)	要綱案のたたき台／要綱案 の取りまとめに向けた検討 (25年9月～)	要綱仮案の原案／ 要綱仮案の第二次案 (26年6月～)	要綱仮案 (26年8月～)
	事業者の消費者に対する債権の消滅時効期間短縮		第7-2-(注)			
その他	暴利行為	第28-1-(2)	第1-2-(2)	① 73B第3-2 ② 78B第1 ※次のような規定（甲案・乙案）のいずれかを設けるという考え方について、どのように考えるか ③ 80B第1 ※新たな規律を設けないという案（乙案）もあり	(82-2第1)	
	複数契約の解除	第5-5	第11-2	(68A)		
	契約締結過程における情報提供義務	第23-2	第27-2	75B第1 ※規定を設けることの当否、規定の内容について、どのように考えるか	(81-3【契約交渉段階】)	
	約款（定型条項、定型約款）の定義	第27-2	第30-1	① 75B第3-1-(1) ② 78B第4 ③ 81B第3-1 ※規律を設けることについて、どのように考えるか	82-1第28（検討中）	83-1第28-1
	約款（定型条項、定型約款）の組み入れ要件	第27-3	第30-2	① 75B第3-1-(2) ② 81B第3-2 ※規律を設けることについて、どのように考えるか	82-1第28（検討中）	83-1第28-2-(1)
	定型条項（定型約款）の内容の開示			① 75B第3-2 ② 81B第3-3 ※規律を設けることについて、どのように考えるか	82-1第28（検討中）	83-1第28-3
	約款（定型条項、定型約款）の不意打ち条項（合理的に予測し得ない事項に関する契約条項）	第27-3	第30-3	① 75B第3-3 ② 77B第3-1 ③ 81B第3-4 ※規律を設けることについて、どのように考えるか	82-1第28（検討中）	83-1第28-2-(2) ※不当条項規制と一元化

論 点		中間的な論点整理 (23年5月)	中間試案 (25年4月)	要綱案のたたき台／要綱案 の取りまとめに向けた検討 (25年9月～)	要綱仮案の原案／ 要綱仮案の第二次案 (26年6月～)	要綱仮案 (26年8月～)
	約款（定型条項）の変更	第 27-4	第 30-4	① 75B 第 3-5 ② 77B 第 3-2 ③ 81B 第 3-6 ※規律を設けることについて、 どのように考えるか	82-1 第 28（検討中）	83-1 第 28-4
	約款（定型条項）の不当条項規制 （相手方に過大な不利益を与える契約条項 の効力）	第 62-2-①、第 31 ※規制の適用対象として、 約款に加え、消費者契約 を例示	第 30-5	① 75B 第 3-4 ② 81B 第 3-5 ※規律を設けることについて、 どのように考えるか	82-1 第 28（検討中）	83-1 第 28-2-(2) ※不意打ち条項規制と一元化
検討会で 言及された 論点	追認の要件	第 32-4-(1)	第 5-4	66A 第 3-3	① 79-1 第 4-3 ② 82-1 第 5-3	83-1 第 5-3
	法定追認事由の追加	第 32-4-(2)	第 5-5	(66A)		
	意思能力（定義、意思能力を欠く状態でされ た法律行為の効力）	第 29	第 2	73A 第 4 ※意思能力の意義については規 定を設けないこととしている	① 79-1 第 1 ② 82-1 第 2 ※定義規定なし	83-1 第 2 ※定義規定なし
	債務不履行に基づく損害賠償における「債務 者の責めに帰すべき事由」	第 3-2-(2)	第 10-1-(2)、(3)	68A 第 2-1-(2)	① 79-1 第 8-1-(2) ② 82-1 第 11-1-(2)（検討中）	83-1 第 11-1 ただし書き
	錯誤（不実表示）	第 30-3-(3)	第 3-2-(2)	① 66B 第 1-2 ※規定の要否、具体的な要件の 内容等について、どのように 考えるか ② 76A 第 1-2-(2) ※部会資料 66B に基づく第 76 回会議の審議結果を踏まえて 改めて検討 ③ 78A 第 1-2-イ ④ 79B 第 1（甲案）2-イ ※現状維持案（乙案）もあり	79-1 第 2-2 【79B で検討】	(83-2 第 3-2)

※グレーの網掛け部分は、当該論点を取り上げられなかったことを示す。